

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。

ご注意ください！！

「健康保険が使える」と説明を受けはり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けても、健康保険の対象とならない場合は、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日施術所から請求されるか、古賀市から請求させていただきます。

●はり・きゅうの施術について●

健康保険の対象となる場合
神経痛
リウマチ
頸腕症候群
五十肩
腰痛症
頸椎捻挫後遺症

はり・きゅうの施術を受ける際の注意点

① 保険医の診察が必要です。

医師による適切な治療手段がないものとして、はり・きゅう施術を保険医が認め、施術に関する同意書の交付を受けた場合が健康保険の対象となります。

なお、同意書の交付を受ける場合は、保険医の診察が必要です。

② 医療機関との併用での施術は認められません。

同一の傷病により医療機関で診察を受けた場合（同意書交付のための診察等を除く）は対象となりません。

③ 定期的に保険医の同意が必要です。

保険医から同意書が交付され、施術を受けている方が、6カ月を超えて引き続き施術を受けようとする場合、再度、同意書の交付を受ける必要があります。

なお、再度、同意書の交付を受ける場合も保険医の診察が必要です。

●あん摩・マッサージの施術について●

健康保険の対象となる場合

筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例があり、その筋麻痺等の起こっているところに、その関節可動域の拡大と筋力増強を促し症状の改善を目的とする医療マッサージ

※単に疲労回復や慰安が目的のもの、疾病予防のマッサージ等は対象となりません。

あん摩・マッサージの施術を受ける際の注意点

① 保険医の診察が必要です。

保険医により施術に関する同意書の交付を受ける必要があります。また、往療は、施術の同意を行った医師の往療に関する同意が必要です。

なお、同意書の交付に当たっては、保険医の診察が必要です。

② 定期的に保険医の同意が必要です。

保険医から同意書が交付され、施術を受けている方が、6ヶ月を超えて引き続き施術を受けようとする場合、再度、同意書の交付を受ける必要があります。

また、再度、同意書の交付を受ける場合も保険医の診察が必要です。

なお、変形性徒手矯正術の施術は、1ヶ月ごとに医師の同意書を添付する必要があります。

施術内容について確認させていただくことがあります。

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けた皆様に、古賀市より施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。施術を受けた記録（領収証や明細書）は大切に保管し、ご回答にご協力くださいますようお願いいたします。